

北海道高速道路建設促進期成会

規 約

(目 的)

第 1 条 本会は、北海道における高速自動車道路網の早期建設を促進することを目的とする。

(名称および所在地)

第 2 条 本会は、北海道高速道路建設促進期成会と称し、事務局は札幌市に置く。

(事 業)

第 3 条 本会は、第 1 条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 国会、関係官公庁、その他関係機関に対する陳情、請願
- (2) 広報活動
- (3) その他本会の目的達成のため必要な事項

(組 織)

第 4 条 本会は、本会の目的に賛同する団体をもって組織する。

(役 員)

第 5 条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	若干名
理 事	若干名
監 事	2 名

2. 役員は、総会において選任し、任期は 2 年とする。
但し、再任を妨げない。
3. 会長は、本会を代表し会務を総理する。
4. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
5. 理事は、会務の運営にあたる。
6. 監事は、会計を監査する。

(顧 問)

第 6 条 本会に顧問を置くことができる。

2. 顧問は、理事会の議を経て会長が委嘱する。

(会 議)

第 7 条 会議は、総会（書面総会を含む）および理事会とし、必要に応じ会長が招集する。

(会 計)

第 8 条 本会の経費は、会費、負担金、寄付金およびその他の収入をもってこれにあてる。

(事 務 局)

第 9 条 本会の事務局は、北海道商工会議所連合会に置き、会長が必要な職員を委嘱する。

(会長委任)

第 10 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

(協議会等の設置)

第 11 条 会長は、本会の活動において特に重要と認める事項について、協議会等を置くことができる。

2. 協議会等の構成並びに事業内容等は、別に定める運営要領によるものとする。

附 則

1. この規約は、昭和 45 年 8 月 24 日から施行する。
2. この規約は、昭和 61 年 6 月 16 日から改正施行する。
3. この規約は、平成 8 年 5 月 29 日から改正施行する。
4. この規約は、平成 24 年 6 月 7 日から改正施行する。